

静岡県人事委員会は、静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1279

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-29）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給額の減額及び調整)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 次に掲げる手当のいずれかに係る作業等を本来の勤務とする職員が、同一の日に本来の勤務及び当該本来の勤務以外の作業等に従事した場合には、次に掲げる手当のうち、当該職員の本来の勤務についての作業等に係る手当以外の手当は支給<u>しないこととし、第3号の規定は適用しない。</u></p> <p>ア 警備艇運転整備手当</p> <p>イ 看守護送手当</p> <p>ウ 鑑識作業手当</p> <p>エ 運転免許技能試験手当</p> <p>オ 私服作業等手当（条例第13条第1項第1号の業務に限る。）</p> <p>カ 警ら手当</p> <p>キ 交通整理取締手当</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤</p>	<p>(支給額の減額及び調整)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が同一の日に日額をもって定められている作業等の2以上に従事した場合は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 次に掲げる手当のいずれかに係る作業等を本来の勤務とする職員が、同一の日に本来の勤務及び当該本来の勤務以外の作業等に従事した場合には、次に掲げる手当のうち、当該職員の本来の勤務についての作業等に係る手当以外の手当は支給しない。</p> <p>ア 警備艇運転整備手当</p> <p>イ 看守護送手当</p> <p>ウ 鑑識作業手当</p> <p><u>エ 航空手当（条例第7条第1項第3号の業務に限る。）</u></p> <p>オ 運転免許技能試験手当</p> <p>カ 私服作業等手当（条例第13条第1項第1号の業務に限る。）</p> <p>キ 警ら手当</p> <p>ク 交通整理取締手当</p> <p>(2) <u>前号の規定にかかわらず、前号に掲げる手当のいずれかに係る作業等を本来の勤務とする職員が、</u>次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤</p>

務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

私服作業等手当（ <u>条例第13条第1項第2号又は第3号の業務に限る。</u> ）	私服作業等手当（ <u>条例第13条第1項第1号の業務に限る。</u> ）
銃器犯罪捜査手当	警備艇運転整備手当 看守護送手当 鑑識作業手当 運転免許技能試験手当 私服作業等手当（ <u>条例第13条第1項第1号の業務に限る。</u> ） 警ら手当 交通整理取締手当

(3) 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の特殊勤務

務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

山岳遭難者救助等 手当 爆発物処理作業等 手当（ <u>条例第12条第1 項第2号の業務に限 る。</u> ） 私服作業等手当（ <u>条 例第13条第1項第2 号又は第3号の業務 に限る。</u> ） 災害応急作業等手当 核物質輸送警備手当 銃器犯罪捜査手当 遠隔地水上警戒作業 手当	警備艇運転整備手当 看守護送手当 鑑識作業手当 航空手当（ <u>条例第7 条第1項第3号の業 務に限る。</u> ） 運転免許技能試験手 当 私服作業等手当（ <u>条 例第13条第1項第1 号の業務に限る。</u> ） 警ら手当 交通整理取締手当
--	---

備考 左欄に掲げる特殊勤務手当に2以上従事した場合には、当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）を支給する。

(3) 前2号に該当しない場合は、その従事した作業等に係る手当のうち当該手当の額が最も高いもの以外の手当は支給しない。

手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

<u>私服作業等手当（条例第13条第1項第1号の業務に限る。）</u>	<u>警備艇運転整備手当</u> <u>看守護送手当</u> <u>鑑識作業手当</u> <u>警ら手当</u> <u>交通整理取締手当</u>
<u>警ら手当</u>	<u>警備艇運転整備手当</u> <u>看守護送手当</u> <u>鑑識作業手当</u> <u>交通整理取締手当</u>
<u>交通整理取締手当</u>	<u>警備艇運転整備手当</u> <u>看守護送手当</u> <u>鑑識作業手当</u>
<u>鑑識作業手当</u>	<u>警備艇運転整備手当</u> <u>看守護送手当</u>
<u>看守護送手当</u>	<u>警備艇運転整備手当</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。